

2025年12月2日

お知らせ

法学研究科長 田中佐代子

法政大学大学院法学研究科に所属する学生、研究員の皆さん

下記のとおり、当研究科は研究倫理確認の手続きに関する内規を定めましたのでお知らせします。

本内規の主旨は、これから行おうとする調査研究が、法政大学研究倫理規程及び法政大学「人を対象とする研究倫理」規程に合致していることを当研究科研究倫理審査委員会が確認するものです。すべての案件に審査を要求するものではありません。審査を希望する方が受審できる制度です。研究費の申請時や学術論文投稿時等にこのような確認が必要となる方、もしくは必要となることが事前に想定される方は、別紙に定める内容を記載した文書（様式は自由）を大学院課まで提出してください。文書の表紙には下記枠内の内容を記載してください。なお、審査にあたり、研究倫理審査委員会が申請者に追加の文書提出を求めたり、聞き取りを行ったりする場合があります。

申請年月日

法学研究科長 殿

申請者の所属・氏名
申請者の連絡先、Eメールアドレス

本研究が法政大学研究倫理規程（規定第1140号）及び法政大学「人を対象とする研究倫理」規程（規定1141号）を遵守していることの確認を申請します。

法政大学大学院法学研究科における研究倫理確認の手続きに関する内規

(目的)

第1条 本規定は、法政大学大学院法学研究科（以下、「研究科」）に所属する学生及び日本学術振興会特別研究員等が実施する調査研究が法政大学研究倫理規程（規定第1140号）及び法政大学「人を対象とする研究倫理」規程（規定1141号）を遵守していることを研究科が確認する手続きを定めることを目的とする。

(研究倫理審査委員会)

第2条 第3条に定める申請がなされた場合、研究科教授会は、本手続きを実施するため研究科専任教員3名以上で構成する研究倫理審査委員会（以下、「委員会」）を設置する。

2 研究科教授会は、審査のために必要と認める場合、研究科外の有識者を2名まで委員会に加えることができる。

3 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選で定める。

(研究倫理確認の申請)

第3条 第1条に定める研究倫理確認を受けようとする者は別に定める様式に従って、研究計画書を研究科長に提出しなければならない。

(委員会の開催)

第4条 研究科教授会による委員会設置後、休暇期間を除く1ヵ月以内に、委員会は審査を開始しなければならない。

(審査結果の通知)

第5条 審査終了後、委員長は審査結果を直近の研究科教授会に報告しなければならない。

2 研究科教授会承認後、1週間以内に、委員長は申請者に審査結果を通知しなければならない。

(不服審査)

第6条 申請者は第5条の結果が不服である場合には、委員会に再審査を申し立てることができる。

2 前項で不服が申し立てられた場合には、委員長は研究科専任教員2名を臨時委員として委員会に加え、1ヵ月以内に再審査を行い、再審査結果を直近の研究科教授会に報告しなければならない。

3 教授会承認後、1週間以内に、委員長は申請者に再審査結果を通知しなければならない。

(再審査)

第7条 研究開始後に研究計画に重大な変更が生じた場合には、新たに審査を受け直さなければならない。

(別紙)

研究計画書

1. 研究計画書には以下の項目が記載されていなければならない。

- ① 研究課題名、研究申請者名、研究申請者の所属、研究目的、研究手法、研究協力者に対する危険防止及び心身の影響に対する配慮の概要、プライバシー・個人情報保護についての配慮の概要、結果のフィードバック方法
- ② アンケート等の調査を行う場合には、調査票案を添付する。
- ③ 実験研究を行う場合には材料の具体例を添付する。

2. 研究計画書の提出

申請者は、研究計画書を正副2部作成し、研究科長に提出する。

法政大学研究倫理規程

規定第1140号

一部改正 2015年4月1日
2022年12月14日

前文

法政大学は、その建学の精神である自由と進歩の理念に則り、かつ私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的、公共的使命を達成するために、1996年「法政大学経営倫理綱領」を制定した。これを基礎として本学の学術研究活動には、きわめて高い倫理性が求められている。

(目的)

第1条 法政大学は、本学の学術研究の公正性と透明性、それを踏まえた信頼性を確保することを目的として、研究を遂行する上で研究活動において求められる研究者の行動と態度の倫理的規準をここに定める。

(研究者の定義)

第2条 本規程における「研究者」は、本学に所属する教員、研究員の他、本学において研究活動に従事するすべての者を含む。学部及び大学院の学生も「研究者」に準ずるものとする。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法政大学経営倫理綱領
 - (2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
 - (3) 法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン
- 2 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 3 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係わる法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、文書・数値データ・画像等の研究資料については当該研究資料に基づく論文その他の研究成果の発表のときから原則として10年間、試料（実験試料・標本）及び装置等の「もの」については原則として5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、保管スペースの制約等の物理的に止むを得ない事情等がある場合、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質又は生物、実験自体で消費されてしまう試料等）又は保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。
- 5 研究者は、学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
- 6 研究者は、個人の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- 7 研究者は、生命倫理、調査研究活動に係わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範を遵守しなければならない。
- 8 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(法令遵守)

第4条 研究者は、国際的、国内的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び学内諸規定を遵守しなければならない。

- 2 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、学内諸規定、関連省庁や学会等の指針等を遵守しなければならない。

(学術研究における不正行為の防止)

第5条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究、調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

(研究費の適正な使用)

第6条 研究者は、研究の実施及び研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、学内諸規定及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守し、適正使用に努めなければならない。

(研究組織の適切な管理)

第7条 研究者は、共同の研究者等がいる場合には、当該研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、共同研究者、研究分担者、研究協力者等に対しては、誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(「情報・データ等」収集・採取及び管理)

第8条 研究者は、当該研究に関わる情報、データ等の収集・採取にあたっては、科学的かつ一般的に承認された妥当な方法、手段により行わなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第9条 研究者は、研究の対象や研究への協力者等に対して、法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護しなければならない。

2 研究者は、人の行動、思想信条、財産状況、心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者である研究対象者及びその保護者又は法律上の権限を有する代理人に対して目的、収集方法等の説明を行い、原則として文書で同意を得なければならない。また、同意の撤回も可能であり、かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。組織、団体等からの情報・データ等の提供を受ける場合についても同様とする。

3 研究者は、提供を受けた結果を研究成果として公表する場合については、原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

(研究成果の適切な公表、オーサーシップ)

第10条 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、学内諸規定に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(研究に関する装置、薬品等の管理)

第12条 研究者は、研究に用いる装置・機器及び薬品等について、学内諸規定や要領等を遵守し、適切にかつ安全に管理しなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済み薬品等について、責任を持って処理を行わなければならない。

(審査の公正性)

第13条 研究者は、他人の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第14条 研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反の発生に十分な注意を払い、万一かかる状況が発生する場合は、「法政大学利益・責務相反規程」に基づき適切に対処するものとする。

2 外部資金による研究成果の発表の際は、「法政大学利益・責務相反規程」の趣旨に基づき、原則外

部資金の出所を明記する。

(大学の責務)

- 第15条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。
- 2 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。
- 3 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
- 4 本学は、本条第1項から第3項の目的を達成するため、「法政大学研究倫理委員会」を設置する。
- 5 「法政大学研究倫理委員会」に関する規程は、別に定める。
- 6 法政大学「人を対象とする研究倫理」に関する規程は、別に定める。

(事務局)

- 第16条 本規程に関する事務は、研究開発センターが取り扱う。

(規程の改廃)

- 第17条 本規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2013年11月27日から制定施行する。
- 2 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2022年12月14日から一部改正し施行する。

(追56)

法政大学「人を対象とする研究倫理」規程

規定第1141号
一部改正 2016年1月1日

(目的)

第1条 「法政大学研究倫理規程」に定める研究のうち、人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度について、倫理的指針に関する事項を定める。

(研究の基本)

第2条 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、ヘルシンキ宣言の趣旨に則り、科学的かつ社会的に妥当な方法で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等及び「法政大学個人情報保護及び特定個人情報取扱規程」を遵守しなければならない。

3 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的及び精神的負担又は苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号にかかる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「人を対象とする研究」とは、自然科学分野のみならず人文科学分野、社会科学分野すべてを含む臨床・臨地的調査及び実験をいい、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報又はデータ等を収集・採取する作業を含む。

(2) 「個人の情報又はデータ等」とは、個人又は集団の特性としての思想、心情、身体、行動及び環境等に関する情報又はデータ等をいう。

(3) 本規程における「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学において研究活動に従事するすべての者を含む。学部及び大学院の学生も「研究者」に準ずるものとする。

(4) 「研究対象者」とは、研究のため個人の情報又はデータ等の提供者をいう。

(研究者の説明責任)

第4条 研究者は、研究の目的・意義及び方法の妥当性・危険性を社会的に説明できなければならない。

2 研究者が、個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合は、研究対象者に対して研究目的、研究計画及び研究成果の発表方法等について研究対象者が理解できるように説明しなければならない。

3 研究者は、個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合、研究対象者に対し何らかの身体的若しくは精神的負担又は苦痛を伴うことが予見されるとき、原則としてその予見される状況を研究対象者が理解できるように説明しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報又はデータ等を収集・採取するときは、予め研究対象者の同意を得なければならない。

2 「研究対象者の同意」には、個人の情報又はデータ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間において、いつでも同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に周知しなければならない。

4 研究者は、研究対象者が同意する能力がないと判断される場合は、原則として保護者又は法律上の権限を有する代理人から同意を得なければならない。

5 研究対象者からの同意は、原則として文書により行い、研究者はその記録を作成の日から起算して最低5年間保管しなければならない。

6 研究者は、研究対象者が同意を撤回した場合は、当該個人の情報又はデータ等をすみやかに廃棄しなければならない。

7 研究者は、提供を受けた結果の研究成果を公表する場合については、研究対象者の同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託し、個人の情報若しくはデータ等を収集・採取する場合は、本規程の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 研究者が、講義、演習、実技、実験実習等において、研究のために受講生から個人の情報又はデータ等を収集・採取する場合は、事前に受講生の同意を得なければならない。

(研究計画等の審査)

第8条 学部及び学科又は研究科等の研究倫理委員会は、研究者からの申請に基づき、研究計画等の審査を行う。

2 審査に関する手続き等は、別に定める手続に従い行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究倫理委員会の議を経て、総長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2013年11月27日から制定施行する。
- 2 この規程は、2016年1月1日から一部改正し施行する。

(追49)